

除染対策事業実施要領

1 目的

この要領は、東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による汚染の除去が必要な市町村の除染等の推進を図るため、当該市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）が実施する除染等に係る経費を交付するために必要な事項を定める。

2 実施主体

事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する市町村とする。

ア 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第110号）に基づく除染実施計画が策定されていること。

イ 除染により生じる除去土壌等を保管する仮置場等の予定地が既に確保されているか、又は確保の見込みがあること。

3 対象となる区域

対象となる区域は、市町村（汚染状況重点調査地域の指定が解除された市町村を含む。）の除染実施計画で除染を実施することとされている区域とする。

4 対象経費

除染対策事業交付金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第2項に定める交付対象経費は、除染作業経費については、別表1-1及び別表1-2、仮置場等経費については、別表2、端末輸送等経費については、別表3、フォローアップ除染等経費については、別表4のとおりとし、要綱第3条に定める交付対象経費及び交付上限額は、別表5のとおりとする。

また、この別表の区分等によるところが不適當または著しく困難であるものについてはその限りでない。

5 経費の負担

この要領に基づき実施する経費については、予算の範囲内で交付を行うものとする。

6 報告

市町村は、県の求めに応じて、事業の実施状況等を知事に報告するものとする。

7 その他

この要領に定めるもののほか、事業の執行に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則（平成23年23環保第1796号）
この要領は、平成23年12月9日から施行する。

附 則（平成23年23環保第1976号）
この改正は、平成24年1月13日から施行する。

附 則（平成23年23環保第2611号）
この改正は、平成24年3月23日から施行し、改正後の除染対策事業実施要領は、平成23年度予算に係る交付金から適用する。

附 則（平成24年24環保第1962号）
この改正は、平成25年2月6日から施行し、改正後の除染対策事業実施要領は、平成24年度予算に係る交付金から適用する。

附 則（平成25年25環保第2079号）
この改正は、平成26年4月1日から施行し、改正後の除染対策事業実施要領は、平成25年度予算に係る交付金から適用する。

附 則（平成27年27環保第2388号）
この改正は、平成28年3月22日から施行し、改正後の除染対策事業実施要領は、平成28年度予算に係る交付金から適用する。

附 則（平成28年28環保第2720号）
この改正は、平成29年3月24日から施行し、改正後の除染対策事業実施要領は、平成29年度予算に係る交付金から適用する。

附 則（平成29年29環保第2433号）
この改正は、平成30年3月30日から施行し、改正後の除染対策事業実施要領は、平成30年度予算に係る交付金から適用する。

附 則（平成31年30環保第2495号）
この改正は、平成31年3月29日から施行し、改正後の除染対策事業実施要領は、平成31年度予算に係る交付金から適用する。

附 則（令和元年元環保第2442号）
この改正は、令和2年3月30日から施行し、改正後の除染対策事業実施要領は、令和2年度予算に係る交付金から適用する

附 則（令和4年4環保第1906号）
この改正は、令和5年2月27日から施行し、改正後の除染対策事業実施要領は、令和5年度予算に係る交付金から適用する。

附 則（令和7年7環保第939号）
この改正は、令和7年7月14日から施行する。

附 則（令和7年7環保第1913号）
この改正は、令和8年1月20日から施行し、改正後の除染対策事業実施要領は、令和7年9月29日から適用する。

別表 1 - 1 (要綱第 2 条第 2 項関係)

交付対象経費		
除染対象	除染作業等	
戸建て住宅	家屋の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 ・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等、高圧洗浄 ・柵等の拭取り、高圧洗浄、スチーム洗浄、削り取り
	コンクリート等の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラシ洗浄、高圧洗浄、ショットブラスト、超高圧洗浄 ・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去、高圧洗浄
	砂利及び碎石による被覆面の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・砂利及び碎石の高圧洗浄
	砂利及び碎石の除去及び被覆	<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における砂利及び碎石の除去 ・汎用品を用いた砂利及び碎石の被覆による原状回復
	表土除去及び客土	<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における表土等の除去 ・現場保管の際の残土又は汎用品を用いた客土、圧密による原状回復
	天地返し	<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における表土等の上下層の入替
	土地表面の被覆	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染されていない汎用品の土等による被覆
	草木除去	<ul style="list-style-type: none"> ・常緑樹に対する枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ・落ち葉の除去、除草 ・芝の剥取り、汎用品を用いた張替え
公共施設、商業施設、工場、集合住宅等	建屋の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上等の清掃、拭き取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄、ショットブラスト、超高圧洗浄 ・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等、高圧洗浄 ・柵等の拭取り、高圧洗浄、スチーム洗浄、削り取り
	アスファルト等の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラシ洗浄、高圧洗浄、ショットブラスト、超高圧洗浄 ・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去、高圧洗浄 ・人工芝における目砂の除去、入替え
	砂利及び碎石による被覆面の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・砂利及び碎石の高圧洗浄
	砂利及び碎石の除去及び被覆	<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における砂利及び碎石の除去 ・汎用品を用いた砂利及び碎石の被覆による原状回復
	表土除去及び客土	<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における表土等の除去 ・現場保管の際の残土又は汎用品を用いた客土、圧密による原状回復
	天地返し	<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における表土等の上下層の入替
	土地表面の被覆	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染されていない汎用品の土等による被覆
草木除去	<ul style="list-style-type: none"> ・常緑樹に対する枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ・落ち葉の除去、除草 ・芝の剥取り、汎用品を用いた張替え 	

交付対象経費				
除染対象	除染作業等			
市町村道・一般道	路面洗浄等 (舗装面)	<ul style="list-style-type: none"> ・散水車及び清掃車によるブラッシング ・手作業によるブラシ洗浄、高圧洗浄、ショットブラスト、超高圧洗浄 ・歩道洗浄、除草 		
	路面の清掃(未舗装面)	<ul style="list-style-type: none"> ・路面、路肩における落葉の除去、除草 		
	表土除去及び客土 (未舗装面)	<ul style="list-style-type: none"> ・路面、路肩における表土等の除去 ・現場保管の際の残土又は汎用品を用いた客土、圧密による原状回復 		
	天地返し(未舗装面)	<ul style="list-style-type: none"> ・路面、路肩等における表土等の上下層の入替 		
	土地表面の被覆(未舗装面)	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染されていない汎用品の土等による被覆 		
	砂利及び碎石による被覆面の除染(未舗装面)	<ul style="list-style-type: none"> ・砂利及び碎石の高圧洗浄 		
	砂利及び碎石の除去及び被覆(未舗装面)	<ul style="list-style-type: none"> ・砂利及び碎石の除去 ・汎用品を用いた砂利及び碎石の被覆による原状回復 		
	側溝の清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・泥等の掻き出し、除草 ・ブラシ洗浄、高圧洗浄 		
	法面	<ul style="list-style-type: none"> ・除草 		
草木除去	<ul style="list-style-type: none"> ・常緑樹に対する枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ・落ち葉の除去、除草 			
生活圏隣接の森林(日常的に人が立ち入る森林を含む)	枝打ち・落ち葉除去	<ul style="list-style-type: none"> ・常緑樹に対する枝葉の剪定、枝打ち ・落ち葉の除去、除草 ・堆積有機物残さ除去 ・土壌流出防止を目的とした木柵等の施工 		
農地	田畑	耕作されていない農地	表土除去及び客土	<ul style="list-style-type: none"> ・表土等の除去、客土
		耕作されている農地	水による土壌攪拌	<ul style="list-style-type: none"> ・水による土壌攪拌、除去 ・除去
			反転耕・深耕	<ul style="list-style-type: none"> ・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、砕土、均平化
	その他共通事項	反転耕・深耕	<ul style="list-style-type: none"> ・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、砕土、均平化 	
		その他農地への措置	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布 	
		水路等	<ul style="list-style-type: none"> ・水路の清掃(汚泥の除去) ・畦畔、農道の除草 	

交付対象経費			
除染対象		除染作業等	
農地	永年性作物が栽培されている農地	表土除去及び客土	・表土等の除去、客土
		土地表面の被覆	・汚染されていない土等による被覆
		粗皮削り	・古くなった樹皮の削取り
		樹皮の洗浄・剪定	・樹皮の洗浄 ・枝葉の剪定、摘採後の深刈り、中刈り、台刈り、古い枝葉の除去
		除草	・除草
		その他農地への措置	・肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布
		水路	・水路の清掃（汚泥の除去）
牧草地		除草	・除草
		表土除去及び客土	・表土等の除去、客土
		反転耕・深耕	・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、砕土、均平化
		牧草地への措置	・肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布、除去した永年性牧草の播種
		水路等	・水路の清掃（汚泥の除去） ・畦畔、農道の除草
共通		現場保管	・土嚢、フレキシブルコンテナ等への収納、それらに伴う材料費 ・灌木の刈払等必要な造成費 ・土工費等除去土壌等の現場保管に係る経費 ・汎用品による芝張り等必要な原状回復 等
		運搬作業関連	・土嚢、フレキシブルコンテナ等への収納、それらに伴う材料費（材料費のみも含む） ・仮置場への運搬費 ・減容化施設等から処分場への運搬費 等
		処分費	・減容化施設の設置・運転に係る用地補償費、設計等の委託費、土地造成等工事費 ・既存施設における焼却、脱水等の措置の委託 ・処分事業者への委託 等
		上記以外	・諸経費（共通仮設費、現場管理費、委託料（除染事業を実施するにあたり必要な基本設計、実施設計、現場監理、発注者支援業務等に要する経費）、モニタリング経費、除染管理システムに要する経費等）
		その他必要な経費で知事が認める経費	

- 1 戸建て住宅とは個人、事業所及び公益法人等が所有する一つの敷地に存する住宅をいい、交付対象となる範囲は、居住用家屋、庭、駐車場、離れ、蔵、側溝等及びそれらが建つ土地をいう。
- 2 集合住宅とは個人、事業所及び公益法人等が所有する一つの敷地に存する住宅の集合体をいい、交付対象となる範囲は居住用家屋、庭、駐車場、側溝等およびそれらが建つ土地をいう。
- 3 「ショットブラスト、超高压洗浄」、「芝の剥ぎ取り、汎用品を用いた張替え」、「砂利及び碎石の除去及び被覆」は、それぞれ「高压洗浄」、「芝の深刈り」、「砂利・碎石の高压水洗浄」を試験的に実施し、十分な線量低減が見込まれない場合に交付するものとする。
- 4 「砂利及び碎石による被覆面の除染」と「砂利及び碎石の除去及び被覆」については、原則としていずれか一つに対し交付するものとする。
- 5 「表土除去及び客土」と「天地返し」と「土地表面の被覆」については、いずれか一つに対し交付するものとする。
- 6 「表土除去及び客土」と「水による土壌攪拌・除去」と「反転耕・深耕」については、いずれか一つに対し交付するものとする。
- 7 「表土除去及び客土」と「土地表面の被覆」についてはいずれか一つに対し交付するものとする。
- 8 「表土除去及び客土」と「反転耕・深耕」についてはいずれか一つに対し交付するものとする。

別表 1 - 2 (要綱第 2 条第 2 項関係)

交付対象経費		
区 分	対象作業等	
原形復旧措置等作業費	<p>以下に掲げるすべての要件を満たす原形復旧措置等作業に要する経費のうち、知事が認める経費</p> <p>イ 公共施設（公共性を有する民有施設を含む）のうち、学校等子どもが長時間生活するものにおける措置であること</p> <p>ロ 次の各号のいずれかに該当する放射線量低減対策であること</p> <p>(1) 除染等の措置等に伴う原形復旧措置（覆土等、除染等の措置かつ原形復旧措置であるものを含む）</p> <p>(2) 除染等の措置等に付随して行う放射線量低減措置及びそれに伴う原形復旧措置</p> <p>ハ 次の各号のいずれかに該当する軽微な措置であること</p> <p>(1) 除染等の措置等に伴い、やむを得ず土地について講ずる原形復旧措置のうち、軽微なもの</p> <p>(2) 除染等の措置等に付随して行う放射線量低減措置と比較し、合理的な附帯物等の交換等のうち、軽微なもの</p> <p>(3) 除染等の措置等又はそれに付随して行う放射線量低減措置に伴い、従前の効用を復旧するために合理的に講ずる措置のうち、軽微なもの</p> <p>ニ 当該措置の実施に当たって、当該措置に伴い生じた廃棄物の発生の抑制及び焼却等によりその減量に努め、適切に処理するための措置が、交付対象者により確保されていること</p>	
共 通	運搬作業関連（処分作業含む）	・土のう、フレキシブルコンテナ等への収納、それらに伴う材料費（材料費のみも含む）、減容化施設等への運搬費、減容化施設等から処分場への運搬費、廃棄物の処分に係る処分事業者への委託等
	上記以外	・諸経費（共通仮設費、現場管理費、モニタリング経費等）
	その他必要な経費で知事が認める経費	

- 1 「原形復旧措置」とは、除染等の措置等又はそれに付随して行う放射線量低減措置を講ずる前の対象物と形状、寸法、及び材質の等しい財物を復旧することをいう。原形に復旧することが不可能、著しく困難又は不適當な場合においては、従前の効用を復旧するための財物を設置することも含まれる。
- 2 「附帯物」とは、土地、建物及び工作物（建物以外で人為的な労作により土地又は建物に固定して設備された物。）以外であって、これらに固定された物をいう。

別表 2 (要綱第 2 条第 2 項関係)

交付対象経費（仮置場等経費）			
	費 目	区 分	内 容
1	使用料及び賃借料	土地賃借料	土地賃借料
2	補償、補填及び賠償金	用地補償費	土地取得時の補償費
3	公有財産購入費	用地買収費	土地取得時の用地代
4	委託料	設計・管理等委託費	仮置場等の設置又は撤去（原状回復）の業務を実施するにあたり必要な経費（設計積算業務、発注者支援業務）、仮置場のモニタリング、維持管理業務等
5	工事請負費等	土地造成費	仮置場等の設置又は撤去（原状回復）の際に最低限必要となる進入路や地盤の形状を整地するための費用
		施設工事費	土地造成に関する部分を除いた費用
6	その他必要な経費で知事が認める経費		
仮置場経費総額			1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 6

- 1 仮置場設置の際は、「除染関係ガイドライン（環境省）」を参照のうえ、適切に設置すること。
- 2 工事請負費等については、除染業務委託と一体となって執行された場合も含むものとする。

別表 3 (要綱第 2 条第 2 項関係)

交付対象経費 (端末輸送等経費)	
区 分	対 象 作 業 等
運搬作業関連費	除染土壌等のフレシキブルコンテナ等への収納・詰替、それらに伴う材料費 (材料費のみも含む)、仮置場等への運搬費、廃棄物の処分に係る処分事業者への委託等
上記以外	運搬業務を実施するに当たり必要な経費 (設計積算業務、発注者支援業務等に要する経費) 等
	その他必要な経費で知事が認める経費

別表 4 (要綱第 2 条第 2 項関係)

交付対象経費 (フォローアップ除染等経費)		
区 分	対 象 作 業 等	
除染等作業	フォローアップ除染、里山再生事業等	環境省が認めるもの
上記以外	フォローアップ除染等を実施するに当たり必要な経費 (設計積算業務、発注者支援業務等)、継続モニタリング、詳細事後モニタリング等	
	その他必要な経費で知事が認める経費	

別表 5 (要綱第 3 条関係)

交 付 対 象 経 費		
区 分	内 容	
事務費	給料	職員（除去土壌等の処分に係る業務以外の業務に従事する場合は、会計年度任用職員に限る。）に対する給料
	報酬	職員（除去土壌等の処分に係る業務以外の業務に従事する場合は、会計年度任用職員に限る。）に対する報酬
	共済費	職員（除去土壌等の処分に係る業務以外の業務に従事する場合は、会計年度任用職員に限る。）に対する社会保険料に係る負担金 等
	手当	職員（除去土壌等の処分に係る業務以外の業務に従事する場合は、会計年度任用職員に限る。）に対する期末手当 等
	報償費	講習会の講師に対する謝礼金、任意機関の構成員に対する謝金 等
	旅費	交通移動（会計年度任用職員の通勤費用の弁償を含む）に係る経費 等
	需用費	印刷製本及び各種事務用品類（備品購入費に係るものを除く）の購入のために必要な経費 等
	役務費	登記等各種手続きのために必要な手数料及び郵便料等の通信運搬費 等
	委託料	業務の一部を委託する場合に発生する業務に要する経費 等
	使用料及び賃借料	会場、機器類等の使用賃借等に要する経費 等
	備品購入費	反復利用に耐える物品や機器類の購入のために必要な経費 等
	その他必要な経費で知事が認める経費	
交付上限額	<p>①別表 1-1、1-2、別表 2、別表 3 及び別表 4 に係る交付金総額が 300,000 千円を超えた場合 $(300,000 \text{ 千円} \times 10\%) + (\text{交付金総額} - 300,000 \text{ 千円}) \times 5\%$</p> <p>②別表 1-1、1-2、別表 2、別表 3 及び別表 4 に係る交付金総額が 300,000 千円以下の場合 原則として、交付金総額 $\times 10\%$ 上記②に関わらず、書類の保管及び廃棄に要する経費、搬出困難事案に対応するための定期的な現地確認や交渉等に要する経費等の、知事が除染対策事業交付金の対象として真に必要と認める額については、交付上限額の対象から除く。</p>	